

奈良市公報

号 外 第 9 号

平成22年 3 月30日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則…………… 1

告 示

- 都市計画地区計画の原案の公衆縦覧…………… 1
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 2
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 2
- 市有財産の公売…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 4
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 4
- 建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定…………… 5
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（6 件）… 6
- 放置自転車等の保管（2 件）…………… 7
- 住民票の職権消除…………… 8
- 奈良市青少年児童会館の休館…………… 8
- 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示…………… 9
- 議会定例会の招集…………… 9
- 奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業実施要綱… 9
- ### 監 査
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………19
- ### 教 育 委 員 会
- 定例教育委員会の開催……………19
- ### 選挙管理委員会
- 奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………19
- ### 農 業 委 員 会
- 農政部会の招集……………20

規 則

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第 7 号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則（平成18年奈良市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表緊急通信機器の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年 3 月 1 日から施行する。

（平成22年 2 月26日揭示済）

告 示

奈良市告示第60号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成22年 2 月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
西大寺栄町地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市西大寺栄町2322番 他
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおり
- 5 地区計画の面積
約1.8ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市整備部都市計画室都市計画課
- 7 地区計画の原案の縦覧期間
平成22年 2 月17日から同年 3 月 3 日まで
- 8 地区計画の原案に対する意見の提出方法
この地区計画の原案について意見を提出しようとする

者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成22年3月10日までに必着するように提出してください。

別紙省略

(平成22年2月16日揭示済)

奈良市告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により奈保町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年2月16日

奈良市長 仲川元庸

1 規約の変更

変更事項	変更前	変更後
事務所	第13条に定める代表者の住所	奈保町集会所 (奈良市奈保町4番5号)

変更の年月日 平成22年2月11日

2 代表者の変更

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奈良市奈保町14番1号 代表者 豊田 基城	奈良市奈保町10番18号 代表者 廣本 享司

変更の年月日 平成22年2月11日

(平成22年2月16日揭示済)

奈良市告示第62号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月16日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年2月16日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条

例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表

(平成22年2月16日揭示済)

奈良市告示第63号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年2月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した 施術の種類	廃止 年月日
施術所の 名称	施術所の 所在地		
小川 和範		柔道整復	平成22年 1月31日
やわらぎ整骨 院（小川和 範）	奈良県奈良市 芝辻町四丁目 5-2 新大宮 グリーンビル 3階		

(平成22年2月16日揭示済)

奈良市告示第64号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年2月16日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指 定 年月日
施術所の 名称	施術所の 所在地		
瀧本 大樹		柔道整復	平成22年 2月1日
やわらぎ整骨 院（瀧本大	奈良県奈良市 芝辻町四丁目		

樹)	5-2 新大宮 グリーンビル 3 階		
齋藤 高宏		柔道整復	平成22年 2 月 3 日
さいとう鍼灸 整骨院(齋藤 高宏)	奈良県奈良市 富雄北一丁目 3-8		

(平成22年 2 月16日揭示済)

奈良市告示第65号

一般競争入札により次のとおり市有財産を公売するので、
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第
1 項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第
2 条の規定により公告します。

平成22年 2 月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 公売物件

所在	地番	地目	公簿 面積	実測 面積	最低入札 価 格
奈良市 肘塚町	178-20	宅地	389.76㎡	389.76㎡	75,100 千円
奈良市 肘塚町	178-21	宅地	745.07㎡	745.07㎡	
奈良市 肘塚町	178-22	宅地	657.49㎡	657.49㎡	

2 入札参加者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加できません。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 成年被後見人
- イ この入札による不動産の取得に関し親権者又は後見人の同意を得ない未成年者
- ウ この入札による不動産の取得に関し保佐人の同意を得ない被保佐人
- エ 不動産の取得に関し同意権付与の審判を受けた被補助人で、この入札による不動産の取得に関し補助人の同意を得ないもの
- オ 破産者で復権を得ないもの

(2) 市町村税完納者でない者

(3) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ 競争入札において、落札し、契約の締結をしない者

キ 上記ア〜カのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員又は構成員

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てををしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者であっても更正計画が認可された者については、更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てををしている者又は申立てがなされている者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても再生計画が認可された者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 奈良市建設工事等入札参加者指名停止措置要領(平成14年11月1日制定)又は奈良市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領(平成8年4月1日制定)に基づく指名停止を受けている者

(9) その他市長がこの入札に参加することを不適切と認める者

3 契約条項及び入札案内書等を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成22年 2 月17日(水)から平成22年 3 月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部管財課(北棟5階)

4 入札申込受付の日時及び申込方法

- (1) 日時 平成22年 3 月4日(木)から平成22年 3 月10日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
郵送により申込みを行う場合は、平成22年 3 月10日(水)必着
- (2) 申込方法 持参又は郵送(簡易書留又は配達記録郵便に限る)
持参の場合
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所

総務部管財課（北棟5階）

郵送の場合

【送り先】〒630-8580 奈良市役所内郵便局留
奈良市役所 総務部管財課

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時 平成22年3月24日（水）
（入札時間） 午前10時00分から
- (2) 開札の日時 入札締め切り後、直ちに開札
- (3) 入札及び開札の場所 奈良市役所 北棟6階 第22会議室

6 入札保証金

入札に参加しようとする者は、物件ごとに入札金額の100分の5以上に相当する金額を、入札当日の受付時に銀行振出小切手（奈良手形交換所に加盟する金融機関が振り出す保証小切手で、発行日から14日以内のものに限る。）で納付してください。この入札保証金を返還する場合は利息を付しません。なお、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 代理人による入札で委任状の提出がないもの
- (4) 入札保証金を当日持参しない者による入札
- (5) 入札保証金が不足する入札
- (6) 入札書に入札金額、入札物件の表示又は記名押印を欠く入札
- (7) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8) 同一入札について入札者又はその代理人が2以上の入札をした場合におけるその全部の入札
- (9) 入札に関し、連合等の不正行為をした者の入札
- (10) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (11) 入札金額を訂正した入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札者は市有財産公売公告及び案内書を熟読のうえ入札してください。
- (2) 入札時間に遅れた者は入札に参加できません。
- (3) 入札会場への入場は入札者又はその代理人のみとします。
- (4) 代理人が入札する場合は必ず入札前に委任状を提出してください。
- (5) 入札書は所定の入札書により入札者又はその代理人自ら入札箱に投函してください。
- (6) 入札締め切り後は入札することができません。
- (7) 提出した入札書はその理由にかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- (8) 災害その他やむを得ない理由があるときは入札の中止又は入札期日の延期をすることがあります。

9 条件

- (1) 物件は現状のままとします。
- (2) 取得した物件の利用に当たっては、環境基本法（平成5年法律第91号）第3条、第8条及び第9条を遵守してください。
- (3) 売買物件を次の用途に供さないでください。
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する事務所
ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所
- (4) 土地利用等については、関係機関及び周辺自治会等と十分協議を行い、建築物を建築するときは、自然景観及び地域内景観の保持に配慮して下さい。

10 契約の締結

落札者は、落札者決定の通知を受けた日から7日以内に契約保証金（落札金額の100分の10以上）を納入し、契約書その他必要な書類を提出してください。

なお、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札案内書によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

（連絡先）奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部管財課 電話0742-34-4724
（平成22年2月17日揭示済）

奈良市告示第66号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月18日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年2月18日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成22年2月18日揭示済）

奈良市告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項

の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 2 月18日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
リハビリ訪問看護ステーションルピナス	奈良市大宮町四丁目275－1 森村第3ビル503号	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成22年2月12日 平成22年2月12日
株式会社ルピナス	大阪府泉南郡熊取町小谷北一丁目18－32		
ぬくもりの家	奈良市五条畑一丁目27－12－11	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成22年2月8日 平成22年2月8日
株式会社ハッピースマイル	奈良市五条畑一丁目27－12－11		

(平成22年 2 月18日揭示済)

奈良市告示第68号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成22年4月1日から適用するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により公示します。

なお、平成19年奈良市告示第276号（建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定）は平成22年3月31日限り廃止し、同日以前に法第6条第1項若しくは法第6条の2第1項の確認の申請書の提出又は法第18条第2項の計画の通知がある建築物については、なお従前の例による。

平成22年 2 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 中間検査を行う区域

奈良市全域

2 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

(1) 中間検査を行う建築物は、平成22年4月1日以後に法第6条第1項の確認の申請書若しくは法第6条の2第1項の確認を受けるための書類の提出がある建築物又は法第18条第2項の計画の通知がある新築、増築若しくは改築工事を行う建築物とする。ただし、次に掲げる建築物については、この限りでない。

(ア) 法第85条の規定の適用を受ける建築物

(イ) 平成14年国土交通省告示第411号に規定する丸太組構法を用いた建築物

(ウ) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物

(エ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

(2) 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改造工事を行う部分の構造は、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合したものとする。

(3) 中間検査を行う建築物の新築、増築又は改築工事を行う部分の用途又は規模は、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 住宅（兼用住宅、長屋住宅及び共同住宅を含む。）の用途に供する建築物であって、延べ面積が50平方メートルを超えるもの

(イ) 法別表第一（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する建築物であって、延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

3 指定する特定工程及び特定工程後の工程

別表（あ）欄に掲げる構造に応じ、それぞれ同表（い）欄に掲げる工事を特定工程とし、それぞれ同表（う）欄に掲げる工事を特定工程後の工程とする。ただし、同表の（い）欄に掲げる工事を2以上の工区に分けて施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。

別表

	（あ）構造	（い）特定工程	（う）特定工程後の工程
1	木造	屋根の小屋組の工事（桼組壁工法の場合は、耐力壁の設置工事）	壁の外装工事又は内装工事
2	鉄骨造	2階の床版の取付け工事（平屋については、建方工事）	壁の外装工事又は内装工事

2 変更の年月日
平成22年 1 月 1 日
(平成22年 2 月19日揭示済)

奈良市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により桃香野自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 2 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	上久保 雅博 奈良市月ヶ瀬桃香野 4468番地	上久保 秀男 奈良市月ヶ瀬桃香野 4570番地の 2

2 変更の年月日
平成22年 1 月 1 日
(平成22年 2 月19日揭示済)

奈良市告示第74号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により尾山自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 2 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	亀 澤 素 明 奈良市月ヶ瀬尾山23 番地の 5	小 谷 學 奈良市月ヶ瀬尾山28 57番地

2 変更の年月日
平成22年 1 月 1 日
(平成22年 2 月19日揭示済)

奈良市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により月瀬自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 2 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	徳 田 和 則 奈良市月ヶ瀬月瀬447 番地の 2	中 西 優 奈良市月ヶ瀬月瀬321 番地の 1

2 変更の年月日
平成22年 1 月 1 日
(平成22年 2 月19日揭示済)

奈良市告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 2 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	高 嶋 和 美 奈良市月ヶ瀬石打443 番地	稲 葉 耕 一 奈良市月ヶ瀬石打 2824番地

2 変更の年月日
平成22年 1 月 1 日
(平成22年 2 月19日揭示済)

奈良市告示第77号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成22年 2 月19日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名及び住所	今 中 武 臣 奈良市月ヶ瀬嵩287 番地	浦久保 巧 奈良市月ヶ瀬嵩280 番地

2 変更の年月日
平成22年 1 月 1 日
(平成22年 2 月19日揭示済)

奈良市告示第78号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 2 月22日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 2 月21日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置

禁止区域

以下省略

(平成22年2月22日揭示済)

奈良市告示第79号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年2月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年2月23日

3 移動対象区域

近鉄西大寺駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年2月23日揭示済)

奈良市告示第80号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条例第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対

して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成22年2月24日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成22年2月24日揭示済)

奈良市告示第81号

奈良市青少年児童会館条例施行規則（昭和42年奈良市規則第11号）第3条の規定により、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで奈良市青少年児童会館を休館する。

平成22年2月24日

奈良市長 仲川元庸

(平成22年2月24日揭示済)

奈良市告示第82号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示します。

平成22年2月24日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2871100620	兵庫県宝塚市川面長尾山15-16	デイサービスセンター たちばな	高知県南国市大堀乙1072-1	社会福祉法人 藤寿会 理事長 藤原 一紫	平成22年3月1日

(平成22年2月24日揭示済)

奈良市告示第83号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年2月25日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成21年12月28日 奈良市指令都整開 第09A-31号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成22年2月25日 第1204号

(2) 公共施設 平成22年2月25日 第537号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市四条大路三丁目984番1、985番1、988番1及び992番

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市西登美ヶ丘6丁目4番19号

株式会社ZERO 代表取締役 田中久美子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市四条大路三丁目984番1の一部、985番1、988番1の一部及び992番の一部

(2) 下水道

奈良市四条大路三丁目984番1の一部及び985番1の一部

(平成22年2月25日揭示済)

奈良市告示第84号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良

市条例第23号) 第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 2 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 2 月24日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 2 月25日揭示済)

奈良市告示第85号

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年 2 月25日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱(平成21年奈良市告示第639号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「者で、次のいずれかに該当するもの」を「者」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

附 則

この告示は、平成22年 2 月25日から施行し、平成22年 1 月15日以後に受けたワクチン接種から適用する。

(平成22年 2 月25日揭示済)

奈良市告示第86号

平成22年 3 月 5 日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成22年 2 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

(平成22年 2 月26日揭示済)

奈良市告示第87号

奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業実施要綱を次のように定める。

平成22年 2 月26日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業実施要綱
奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要綱(平成 7 年奈良市告示第328号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この要綱は、在宅のひとり暮らし重度身体障害者等の居宅に設置された緊急通信機器(以下「機器」という。)を利用し、当該重度身体障害者等の日常生活の緊

急事態の発生時において速やかに救助活動を行って当該重度身体障害者等の安全を確保するとともに、電話による定期的な安否確認、アセスメント等を行う緊急時在宅重度身体障害者支援事業(以下「事業」という。)を実施することにより、当該重度身体障害者等の在宅生活の支援を行い、その日常生活に対する不安感の解消を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 機器を利用して在宅のひとり暮らし重度身体障害者等から緊急事態発生の通報を受け、消防署に通報する等の救助活動を行うこと。

(2) 在宅のひとり暮らし重度身体障害者等の安否確認を電話により定期的に行うこと。

(3) 在宅のひとり暮らし重度身体障害者等の健康相談を電話により24時間体制で受け付け、適切なアセスメントを行うこと。

(4) その他在宅のひとり暮らし重度身体障害者等の在宅生活の支援のために必要と認められること。

(事業の実施)

第 3 条 事業は、事業の利用者及び費用負担額の決定に係る事項を除き、適切な事業運営が確保できると認められる者に委託することにより実施するものとする。

(対象者)

第 4 条 事業を利用することができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有する障害等級 2 級以上の身体障害者であって、次のいずれかに該当し、かつ、身体上疾患がある等日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にあり、その居宅に電話が設置されているものとする。

(1) ひとり暮らしの者

(2) 身体障害者のみの世帯又は身体障害者及び65歳以上の者(65歳未満の者であって、特に必要があると認められるものを含む。)のみの世帯に属する者で、その同居者も虚弱なもの

(3) 市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、奈良市緊急時在宅高齢者支援事業実施要綱(昭和63年奈良市告示第76号)第 2 条の規定に該当する者は、対象者としな

(申請)

第 5 条 事業を利用しようとする者は、奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用申請書(別記第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の申請を受理したときは、当該申請者の生活状況等を調査の上、事業の利用の可否を審査し、事業の利用を決定したときは奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用決定通知書(別記第 2 号様式)により、事業を利用させないことを決定したときは奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用不決定通知書(別記第 3 号様式)により、当該申請者に通知するものとす

る。

(承諾書)

第7条 前条により利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、承諾書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(機器の貸与)

第8条 市長は、前条の承諾書を提出した利用者に対し、機器を貸与する。

(費用負担)

第9条 利用者は、事業の利用に要する費用として、別表に定める額を負担しなければならない。

2 前項の規定による負担額は、第3条の規定により事業の実施の委託を受けた者に支払うものとする。

(機器の管理)

第10条 利用者は、機器を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 利用者は、機器の現状を変更し、又は他に譲渡し、転貸し、若しくは担保に供する等この要綱の目的以外に使用してはならない。

(申請事項の変更等の届出)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業申請事項変更・資格喪失・辞退届(別記第5号様式)により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所その他申請事項に変更があったとき。
- (2) 第4条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 事業の利用を辞退するとき。

(利用の中止)

第12条 市長は、前条第2号若しくは第3号の規定による届出があったとき、又は利用者若しくはその者を現に扶養する者がこの要綱に違反したときは、奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用中止決定通知書(別記第6号様式)により利用者に通知し、機器を返還させるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市在宅重度身体障害者緊急通報システム実施要綱の規定に基づき同要綱に規定する緊急通報システムを利用している者については、この告示による改正後の奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業実施要綱の規定にかかわらず、その者の利用する機器の同要綱に規定する事業の利用が可能な機器への移行が完了するまでの間、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

費用負担区分

利用者の区分	負担額 (1月当たり)
--------	----------------

生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯(単給世帯を含む。)に属する者

0円

その他の者

第4条第1項第1号又は第2号に該当する者

500円

第4条第1項第3号に該当する者

1,575円

別記

第 1 号様式（第 5 条関係）

奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電 話
（続柄 ）

緊急時在宅重度身体障害者支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

対 象 者	フリ 氏 ガナ 名		男・女	生年月日	年 月 日
	住 所	奈良市		血液型	型
				電 話	—

同 居 者 及 び 近 親 者 の 状 況	氏 名	住 所	続 柄	年 齢	同居・別居	電 話
緊 急 連 絡 先						

対象者の日常 の 生 活 状 態						
心 身 の 状 況	障害の部位				身 体 障 害 者 手 帳	種 級
	慢 性 疾 患	病 名			主 治 医	病 院
	視 力	1 普通	2 弱視	3 喪失	TEL	
	聴 力	1 普通	2 やや難聴	3 難聴		
	言 語	1 普通	2 障害あり	3 喪失		
	歩 行	1 普通	2 歩行器、杖が必要	3 介助が必要		
	記 憶	1 普通	2 やや悪い	3 大変悪い		
意思の疎通	1 普通	2 やや悪い	3 大変悪い			

緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用に当たって必要があるときは、各関係機関に対象者の情報を提供することについて承諾します。

年 月 日

申請者氏名 ⑩
（対象者との続柄 ）
対象者氏名 ⑩

対象者 _____ の協力員になることを承諾します。

協 力 員	フリガナ 氏 名	印		男・女	電話番号	
	住 所					
	生年月日		続柄		職 業	
協 力 員	フリガナ 氏 名	印		男・女	電話番号	
	住 所					
	生年月日		続柄		職 業	
協 力 員	フリガナ 氏 名	印		男・女	電話番号	
	住 所					
	生年月日		続柄		職 業	

対象世帯の状況は、次のとおりです。
(該当する事項を補充の上、○印を付けてください。)

(1) ひとり暮らし

(2) 身体障害者のみの世帯又は身体障害者と65歳以上の者（65歳未満の者であって、特に必要であると認められる者を含む。）のみの世帯に属する者で、その同居者も虚弱なもの

(3) その他

民生委員 住 所

フリガナ氏 名 印 (電話 -)

第 2 号様式（第 6 条関係）

奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のあった緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用については、次のとおり利用決定しましたので、通知します。

対象者氏名	
利用できます。	
(1) 利用条件	
ア 承諾書を提出すること。	
イ 申請事項に変更があったときは、速やかに届け出ること。	
(2) 機器の設置予定日	年 月 日
(3) 緊急時在宅重度身体障害者支援事業開始予定	年 月 日

- 〔お願い〕
- 1 機器の設置予定日には、必ず家にいてください。
 - 2 都合の悪い場合は、この通知書が届き次第連絡してください。

第 3 号様式（第 6 条関係）

奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用不決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のあった緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用については、次のとおり利用の決定をできませんので、通知します。

対象者氏名	
利用できません。 (理由)	

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 4 号様式（第 7 条関係）

承 諾 書

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所

氏 名

印

緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用者として承認されたときは、このシステムの運営上必要な次の事項について承諾します。

- 1 緊急通報データとして記録された情報をこのシステムの推進に必要な範囲で活用すること（各関係機関に情報を提示することを含む。）。
- 2 受信センターからの通報により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 受信センターからの通報により訪問した協力員が、安否を確認するために行った必要、かつ、やむを得ない行為により受けた損害については、協力員はその損害の責めを負わないこと。
- 4 緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、奈良市及び協力員はその責めを負わないこと。

第 5 号様式（第11条関係）

奈良市緊急時在宅重度身体障害者
支 援 事 業 申請事項変更
資 格 喪 失
辞 退 届

年 月 日

（あて先）奈良市長

住 所
届出者 氏 名 ㊞
（本人との続柄 ）
電 話

緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用について、次のとおり届け出ます。

利 用 者	住 所	奈良市		
	フリガナ 氏 名		年 月 日生（ 歳）	

変 更 事 項		変 更 前				変 更 後				
1 住 所		奈良市				奈良市				
2 電話番号		— —				— —				
3 緊急連絡先		フリガナ 氏 名								
		住 所								
		生年月日		年 月 日（ 歳）		年 月 日（ 歳）				
		電話番号								
4 協力員		変 更 前		フリガナ 氏 名						
		変 更 後	フリガナ 氏 名 （男・女）		㊞	住 所	奈良市			
						続 柄		生年月日	年 月 日（ 歳）	
						職 業		電話番号		
		変 更 前		フリガナ 氏 名						
		変 更 後	フリガナ 氏 名 （男・女）		㊞	住 所	奈良市			
						続 柄		生年月日	年 月 日（ 歳）	
						職 業		電話番号		
		変 更 前		フリガナ 氏 名						
		変 更 後	フリガナ 氏 名 （男・女）		㊞	住 所	奈良市			
						続 柄		生年月日	年 月 日（ 歳）	
						職 業		電話番号		
5 その他		資 格 喪 失 ・ 辞 退 理 由 （ ）								

（裏面にも記入してください。）

(転居等による民生委員の変更にあたっては、次の欄にご記入願います。)

民生委員記入欄

対象世帯の状況は、次のとおりです。

(該当する事項を補充の上、○印をつけてください。)

- (1) ひとり暮らし
- (2) 身体障害者のみの世帯又は身体障害者と65歳以上の者（65歳未満の者であって、特に必要であると認められる者を含む。）のみの世帯に属する者で、その同居者も虚弱なもの
- (3) その他

民生委員 住 所

フリガナ
氏 名

印 (電 話 ー)

(協力員の変更に当たっては、次の承諾書に記入して下さい。)

承 諾 書

年 月 日

(利用者) 住 所
氏 名

印

緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用者として、この事業の運営上必要な次の事項について承諾します。

- 1 緊急通報データとして記録された情報をこの事業の推進に必要な範囲で活用すること。
- 2 受信センターからの通報により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 受信センターからの通報により訪問した協力員が、安否を確認するために行った必要、かつ、やむを得ない行為により受けた損害については、協力員はその損害の責めを負わないこと。
- 4 緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、奈良市及び協力員はその責めを負わないこと。

第 6 号様式（第12条関係）

奈良市緊急時在宅重度身体障害者支援事業利用中止決定通知書

第 号
年 月 日

様

奈良市長 印

緊急時在宅重度身体障害者支援事業の利用の中止を次のとおり決定しましたので、通知します。

利 用 者 氏 名	
中 止 年 月 日	年 月 日
機器撤去年月日	午前 年 月 日 (予定) 午後
理 由	1 利用者からの辞退届 2 資格喪失 3 その他

〔お願い〕

- 1 機器の撤去日には、必ず家にいてください。
- 2 都合の悪い場合は、この通知書が届き次第連絡してください。

(平成22年 2 月26日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 3 号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年 2 月25日

奈良市監査委員 吉 田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山 中 益 敏

男女共同参画課

監査結果公表日 平成21年12月28日（奈良市監査委員告示第27号）

措置結果通知日 平成22年 1 月 8 日

【監査の結果】	【措置の内容】
男女共同参画社会に関する市民意識調査業務委託契約の事務処理について、支出負担行為日が契約締結日以後の日付でなされていた。 奈良市会計規則第24条の規定に則り、支出負担行為の時期を把握し、適切に処理されたい。	誤りの支出負担行為を取り消して、再度手続きをやり直した。 今後は、この様なことの無いように十分注意を払って事務処理を遂行いたします。

奈良市土地開発公社

監査結果公表日 平成21年12月28日（奈良市監査委員告示第26号）

措置結果通知日 平成22年 1 月21日

【監査の意見】	【措置の内容】
奈良市が土地開発公社の経営健全化に取り組むため平成18年度に策定した「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」は、平成22年度末で終了する。長期保有は簿価が膨らむことから、同計画に則り早期に、かつ確実に買戻すよう市に対し積極的に働きかけられたい。 また、平成23年度以降についても、引き続き保有土地の早期の買戻し計画を策定するよう市に要望されたい。	公社は、平成22年 1 月14日付けで市に対し公社の経営の健全化に関する計画に則り早期に買戻すよう依頼し、平成23年度以降についても買戻し計画を策定するよう要望する措置を講じた。

(平成22年 2 月25日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 3 号

平成22年 3 月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成22年 2 月25日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 日 時

平成22年 3 月 4 日（木）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

議 事

議案第85号 奈良市指定文化財の指定について

議案第86号 奈良市指定文化財の指定解除について

議案第87号 奈良市高等学校進学支度金支給要綱の一部改正について

議案第88号 奈良市立狭川幼稚園の休園について

議案第89号 奈良市小学校通学区域の一部改正について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について

2 月～ 3 月

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時50分までで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成22年 2 月25日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 4 号

奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成22年 2 月18日

奈良市選挙管理委員会

委員長 玉 永 進

奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

奈良市選挙管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成14年奈良市選挙管理委員会告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

本則中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市規則第 3 号）」を「奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

(平成22年 2 月18日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 6 号

奈良市農業委員会平成22年 3 月農政部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 2 月19日

奈良市農業委員会
農政部長 北 川 博 晴

1 日 時

平成22年 3 月 2 日（火） 午後 1 時30分

2 場 所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 議 題

(1) 第49号なら農業委員会だよりの発行について

4 報 告

(1) 農業相談会実施結果について
(平成22年 2 月19日揭示済)